

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第185号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条の見出し及び同条第1項中「原動機付自転車」の右に「又は自動二輪車」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)